

# 法対象事後調査報告書の意見書を提出する方へ

法対象事後調査報告書について、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)第71条第2項において準用する同条例第36条の規定に基づき、次のとおり市に意見書を提出することができます。

## 1 意見書を提出できる方及び記載する内容

- ・法対象事後調査報告書に記載された内容が、法対象条例環境影響評価書に記載された内容又は法対象事業の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地からの意見のある方が提出することができます。
- ・法対象事後調査報告書に記載された、事後調査の結果についての意見を具体的かつ明瞭にお書きください。

## 2 提出された意見書の取扱い

- (1) 意見書に記載された個人情報、意見の内容確認に利用します。
- (2) 個人情報は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。
- (3) 意見書の提出があった場合、条例第71条第2項において準用する同条例第37条の規定に基づき、市は法対象事後調査実施者に対し、必要な資料の提出及び報告等を求めることがあります。

## 3 意見書の提出方法及び提出先

**郵送、持参又は本市ホームページ内フォームのいずれか**により提出をお願いします。

※区役所窓口及び電話、ファクス、Eメール等では受け付けていません。

【郵送の場合】〒210-8577 川崎市環境局環境対策部環境評価課（住所記載不要）

【持参の場合】川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

【本市ホームページ内フォーム】

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000095709.html>

検索 川崎市 アセス図書意見



上記ページの「現在、条例に基づき意見書の提出が可能なアセス図書一覧」からリンク先を参照

## 4 意見書を提出できる期間

縦覧期間中（令和8年5月29日（金）～令和8年6月29日（月））

（郵送の場合は、縦覧期間内の消印有効。持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分（正午～午後1時を除く。）まで受け付けます。）

## 5 問い合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話：044-200-2156

ファクス：044-200-3921

Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp

（意見書はファクス、Eメール等では受け付けていません。御注意ください。）

法対象事業の名称

J F E 扇島火力発電所更新計画

意見書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号) 第 7 1 条第 2 項において準用する同条例第 3 6 条の規定に基づき、意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 意見書は楷書ではっきりと御記入ください。
- 2 環境の保全の見地からではない意見や、氏名・住所等の記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができません。
- 3 意見の記入及び提出に当たっては表面の「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメールでは受け付けていません。
- 4 意見記入欄に氏名、住所等の個人が特定できる情報を記載しないでください。
- 5 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、住所・氏名・意見は必ず御記入ください。

意見記入欄

(1) 法対象事後調査報告書の該当ページ番号等

(2) 法対象事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見

----- 枠外には記入しないでください -----

提出期限 令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) まで (郵送の場合は縦覧期間内の消印有効)